

野田市指定特定相談支援事業者等の
指定等に関する規則の一部を改正する
規則をここに公布する。

令和8年3月27日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第24号

野田市指定特定相談支援事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

野田市指定特定相談支援事業者等の指定等に関する規則（平成24年野田市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「申請等」を「決定等」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「前項の申請書を受理したとき」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の59第1項及び児童福祉法施行規則第25条の26の6第1項の規定による申請があったとき」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とする。

第3条を次のように改める。

（指定の更新の決定等）

第3条 前条の規定は、指定特定相談支援事業者等の指定の更新の申請等について準用する。この場合において、同条第1項中「第34条の59第1項」とあるのは「第34条の59第3項」と、「第25条の26の6第1項」とあるのは「第25条の26の6第3項」と、「指定の可否」とあるのは「指定の更新の可否」と、同条第2項中「指定を受けた」とあるのは「指定の更新を受けた」と、「当該指定」とあるのは「当該指定の更新」と読み替えるものとする。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（廃止の届出等）

第4条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の60第2項及び第3項並びに児童福祉法施行規則第25条の26の7第2項及び第3項の規定による届出は、野田市指定特定相談支援事業者等廃止（休止・再開）届出書により行うものとする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。